

大阪高裁平成八年（行コ）第二五号、九・二・二一判決  
判 決

控訴人 社会福祉法人陽気会  
被控訴人 兵庫県地方労働委員会  
被控訴人補助参加人 全国一般労働組合兵庫地方支部

(主文)

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は、控訴人の負担とする。

(事実及び理由)

第一 当事者の求めた裁判

- 一 控訴の趣旨
  - 1 原判決を取消す。
  - 2 被控訴人が兵庫県地労委平成元年(不)第一号陽気会事件について平成五年三月一日付で発した救済命令を取消す。
  - 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ被控訴人らの負担とする。
- 二 控訴の趣旨に対する答弁(被控訴人ら)

主文同旨

第二 事案の概要

前提となる事実、原告の主張、被告の主張、補助参加人の主張、争点を含む事案の概要は、次のとおり付加、訂正、削除するほかは原判決の事実及び理由欄「第二 事案の概要」(原判決二枚目表五行目から九枚目表六行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 文中「原告」とあるを「控訴人」と、「被告」とあるを「被控訴人」とそれぞれ訂正する。
- 2 二枚目裏五行目に「本件」とあるを「後記「3 火災の発生」欄記載の」と訂正する。
- 3 同八行目「一二月」の次に「一八日」を付加し、同一〇行目に「以下、」とあるを「以下」と訂正し、同末行「(以下「本件火災」という。)」を削除する。
- 4 三枚目裏七行目に「平成元年不第一号」とあるを「平成元年(不)第一号」と、八行目に「別紙」とあるを「原判決添付別紙」と訂正する。
- 5 七枚目表一〇行目「回答指定日までに」とあるを「回答指定日(昭和六三年一月三〇日)直前に」と訂正する。

第三 証拠

証拠関係は、原審記録中の証拠関係目録記載のとおりであるから、これを引用する。

第四 当裁判所の判断

当裁判所の認定及び判断は、次のとおり付加、訂正するほかは原判決事実及び理由欄「第三 争点に対する判断」(原判決九枚目表八行目から二一枚目裏九行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 文中「原告」とあるを「控訴人」と、「被告」とあるを「被控訴人」とそれぞれ訂正する。
- 2 九枚目表一一行目「結果」及び一八枚目裏三行目「証言」の次にいずれも「(原審)」

を付加する。

- 3 一七枚目表末行「要求書を原告に提出しており」とあるを「要求書を提出しており」と、同裏二行目「申入れしており」とあるを「申入れをしており」と訂正する。
- 4 一八枚目表三行目「いないことから、」とあるを「いないことからすると、」と訂正し、同四行目「出されたものではなく、」とあるを「出されたものとは認められない。また、X1の組合活動を嫌悪していたX2、X3、X4らが中心となってX1を夜勤から除外するために署名活動をしていたことを併せ考えると、本件指示は、」と訂正する。
- 5 二〇枚目裏一行目末尾に「すなわち、両組織に同一性があるか否か」を、同一〇行目末尾に「したがって、本件労働協約は、陽気会支部へ承継されることになる。」をそれぞれ付加する。
- 6 二一枚目表二行目「臨んでいる」とあるを「臨み、陽気会労組との間の本件労働協約は当然陽気会支部に承継されることを認める旨述べている」と訂正する。
- 7 二一枚目裏一行目「前記認定のとおり、」から同四行目「申入れていたことから、」までを「さらに、前記認定のとおり、昭和六〇年一二月平穩に成立した本件協約はその後も特段の不都合があったわけでもないのに、控訴人は、予告期間もおかず、突然解約通知をし、これに対し抗議及び撤回要求があるにもかかわらず、これを撤回せず、三年間の延長継続にも何ら回答していないこと、また、その解約通知時期は、陽気寮の再開後陽気会労組が活動を再開して、労働条件についての要求書を提出し、これに対して、控訴人が組合を非難する趣旨の申入れをしたり、またX1に対する本件火災時における救出活動に関する追及方法について被控訴人補助参加人が再三抗議をしたり、さらに本件指示の撤回をめぐって双方が弁護士を委任して交渉するなど両者の対立が激しくなり、険悪化しつつあった時期であることを併せ考えると、」と訂正する。

## 第五 結論

そうすると、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第一一民事部